

○政府参考人(宮崎礼壹君)お答えいたします。

[委員長退席 理事阿部正俊君着席]

○政府特別捕佐人(秋山收君)結論を先に申し上げますと、憲法九条の解釈から出てくる問題でございます。

それで、集団的自衛権等は、従来から、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を自國が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもつて阻止する権利というふうに解してきております。

憲法九条は、その文言を見ていただきますとお分かりになりますとおり、戦争、武力の行使を放棄し、戦力を保持せず、交戦権も認めないという旨を規定しております。

ただ、このような規定の下におきましても、自國の平和と安全とを維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を取ることまで禁じられるとは解されないと。しかしながら、それは無制限に許されるわけではなく、あくまで外國の武力攻撃によって国民の生命、権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して國と國民を守るためにやむを得ない措置として初めて認められるものであります。そのような措置はこれを排除するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると考えております。

したがいまして、冒頭に述べましたような集団的自衛権はこのような範囲を超えるものであり、憲法上許されないというふうに解してきてくるところでございます。

ところで、お尋ねの集団的自衛権は、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもつて阻止する権利というふうに解することとするもので、先ほど述べましたような個別の自衛権を得ない措置であるからだとうふうに考えられるわけであります。

このように、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する、直接対処するものではございませんで、他國に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものであります。

合と異なりまして、憲法九条の下での行使が許容されるという根拠を見いだすことができない

○秋山政府特別捕佐人 憲法上、我が国が集団的自衛権を行使できないと考えております理由でござりますが、憲法九条一項、これは「國權の發

動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定しております。さらに、同条第二項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを

空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない」と規定しております。

解説論いたしましてはここから出発するしかないわけでございます。この文理だから見ますと、「見いたしますと、我が國による実力の行使は一切禁じられているようにも見えるわけでござります」。

しかしながら、憲法前文で確認しております日本国民の平和的生存権や、憲法十三条规定生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を國政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えますと、憲法九条は、外國からの武力攻撃によつて国民の生命や身体が危険にさらされているような場合に、これを排除するため必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていない」というふうに解されるところであります。

すなわち、先ほど述べました憲法九条の文言にもかかわらず自衛権の發動として我が國が武力を行使することができる、認められるのは、当該武力の行使が、外國の武力攻撃によつて国民の生命や身体あるいは権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して國と國民を守るためにやむを得ない措置であるからだとうふうに考えら

れるわけであります。

政府は、従来から、こののような文言を持つ規定のものにおいても、外國の武力攻撃によつて国民の生命、権利が根底から覆されるというような急迫不正の事態に対処しまして、國と國民を守るための、やむを得ない、必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じられていないと解しておられます。

ところで、集団的自衛権と申しますのは、先ほど申しましたとおりでございまして、我が国に対する急迫不正の侵害に対処するものではございませんで、他國に加えられた武力攻撃を実力で阻止するということを内容とするものであります。我が国が主権国家である以上、國際法上このようないくつかの場合は、集団的自衛権を持つていてることは当然であると考えておりますけれども、先ほど述べたような個別の自衛権の場合はと異なりまして、憲法九条のあのような文言のものでは、この行為が容認される、許容されるといふことにその根拠を見出すことはできないのではないかと考えてきている次第でございま

○角田政府委員　お答えいたします。

國際法上、國家はいわゆる集団的自衛権といふものを持つてゐるわけであります。集団的自衛権につきましてはいろいろな定義がござりますが、政府は從来次のように解しております。自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないいかかわらず実力をもつて阻止することが正当化されるという地位であるというふうに考えておられます。この意味の集団的自衛権をわが国が國際法上持つてゐることは、主權國家である以上当然であると言わなければならぬと思います。しかしながら、政府は從来から同時に一貫して、わが国は國際法上の集団的自衛権を有しているとしても、國権の発動としてこれを行使することは憲法の認識する自衛の措置の限界を越えるものであるという立場をとっているわけでございます。その点はいまの御質問にお答えするわけでございますが、次のような考え方に基づくものであります。

すなわち、憲法は第五条におきまして、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであります。前文におきまして、「全世界の國民が」君主省略しますが、「平和のうちに生存する権利を有する」ということを確認し、また第十三条においては「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、」「國政の上で、最大の尊重を必要とする」ということを定めておられます。そのことからも明らかなるように、わが國が自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするため必要な措置をとることはもとより認めていると解されますが、それはあくまで外國の武力攻撃によつてわが國民の生命なり自由なり、あるいは幸福追求の権利が侵害される、そういう急迫不正の事態に対処して國民の権利を守るためにやむを得ない措置として初めて認められるものであります。また、その措置はこのようにして、他國に加えられた武力攻撃を實力で止めることを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないといふものであります。したがつて、他國に加えられた武力攻撃を實力で止めることを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないといふことにならうと思ひます。

そこで、その措置としては、当然いま申し上げたような事態を排除するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものと看做られるわけであります。そうだとすれば、わが憲法のもとで武力行使を行ふことを許されるのはいまのような場合でありますので、他國に加えられた武力攻撃を阻止するといふことをその内容とする、いわゆる集団的自衛権の行使は許されない、こうふうふうに解しておるわけであります。

○角田(選)政府委員　先ほど外務大臣からお話をされましたけれども、國際法上國家は個別的自衛権及び集団的自衛権の両方を持つてゐるわけであります。これは本来は國家の固有の権利として当然認められてゐるところであります。しかし、わが國の場合にはそのうち憲法によって集団的自衛権が禁止されている、こうふうふうに従来から解釈されているわけでございます。

狼狽されているわけでございます。ここで集団的自衛権というのは、自分の國が直接攻撃されていないにもかかわらず、自分の國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を自分の國に対する攻撃と同じようだ実力をもつて阻止することが正当化され、そういうものであるといふふうに解されますが、わが憲法は自國の安全を維持し、その存立を全うするため必要な措置をとることはもとより認めていると解されますが、それはあくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるといふふうな急迫不正の事態に対処して、國民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて認められるものであります。また、その措置はこのようにして、他國に加えられた武力攻撃を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと看做られるのです。

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は本国の平和と安全とを維持し、その存立を全うするため必要な自衛の措置をとることを禁じていいというふうに解されますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるといふふうな急迫不正の事態に対処して、國民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて認められるものであります。また、その措置はこのようにして、他國に加えられた武力攻撃を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと看做られるのです。

○政府委員(角田謙次郎君)　ただいま御質問のとおり、政府は從来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとどうふうでお答えをしておるわけでございます。また、その理由についてもたびたびお答えをいたしておりますが、次のようないふるるものでござります。

その措置としては、当然いま申し上げたような事態を排除するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものと看做られるわけであります。そこで、その措置をとることを許さないといふふうに解しておるわけであります。したがつて、他國に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないといふことにならうと思ひます。

このこれからの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて答へられるものであると考へられます。

○政府委員(味村浩君) ただいま御指摘のよう
に、政府は従来から一貫いたしまして集団的自衛
権の行使は憲法上許されないというふうにお答え
いたしております。その理由につきましてもたび
たびお答えをいたしておりますが、申し上げます
と次のようない理由によるものでございます。

すなわち、憲法第九条の解釈といましまして、憲
法第九条はわが国の平和と安全を維持しその存立
を全うするために必要な自衛の措置をとることには
禁止していないというふうに解されるわけでござ
いますが、それは無制限に許されるわけではござ
いませんで、あくまで外国の武力攻撃によつて國
民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆
されるというような急迫不正の事態に対処して、
國民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措
置として初めて認められるものでございます。
したがいまして、他國に加えられた武力攻
撃を実力をもつて阻止すると、これが集団的自衛
権の内容でございますが、そういう集団的自衛
権の行使は憲法上許されないというふうに解して
いるわけでございます。

○茂申政府委員 若干答弁が重複しますので便宜
省略をさせていただいたために、おわかりにくい
ところがあつて大変恐縮でございましたが、もう
一遍それでは先ほど申し上げた点を重複はいたし
ますが申し述べますと、我々は憲法九条の解釈と
しましては、九条というものは、自國の平和と安
全とを維持してその存立を全うするために必要な
自衛の措置をとることを禁じていないといふふう
に解しておるわけでございますが、それは無制限
に許されるわけではなくて、あくまで、外國の武
力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の
権利が根底から覆されるというような急迫不正の
事態に対処して、國民のこれらの権利を守るために
やむを得ない措置として初めて認められるとい
うふうに考えておるわけでございまして、そして
この措置は、このような事態を排除するためにと
られるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきで
ある、そういう筋道を申し述べたわけでございま
す。したがつて、その論理的な帰結といたしまし
て、他國に加えられた武力攻撃を実力をもつて阻
止するということを内容とする集団的自衛権の行
使は、憲法上許されないということを従来から明
確に述べているわけでございます。

○政府委員(工藤義夫君) 集団的自衛権と憲法と
の関係についてのお尋ねでございますが、國際法
上、國家が集団的自衛権、この場合定義して申
し上げた方が適当だと思うんですが、自國と密接
な関係にある外國、そこに対する武力攻撃を、自
國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻
止してそのような攻撃を阻止すると、こういうこ
とが正当化されるような地位、これをいわば集団
的自衛権と言つておると思いますが、そういうも
のを有しているかどうか、我が國が國際法上の集
団的自衛権を有していることは主権国家である以上
持つておることは主権国家である以上当然である
と、これは従来から申し上げておるところで
ございます。

ただ、従来からこれまであわせて申し上げてお
りますが、政府としては次のようない理由から、従
来から一貫して我が國が集団的自衛権を行使する
ことは憲法上許されないと、こういう立場に立つ
ております。その理由と申しますのは、憲法は、
して我が國が集団的自衛権を行使することは憲法
上許されないとの立場に立つております。すなわ
ち、憲法は自國の平和と安全を維持し、その存立
を全うするためには必要な自衛の措置をとることを
禁じていないと解されるが、それはあくまで外國
の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追
求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事
態に対処し、國民のこれらの権利を守るためにや
むを得ない措置として初めて容認されるもので
あつて、その措置はこの事態を排除するためとら
れるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきもの
であり、したがつて他國に加えられた武力攻撃を
阻止することをその内容とする集団的自衛権の行
使は憲法上許されないと言わざるを得ないという
ことで、これは従来からしばしばお答えしている
とおりでございます。

○政府委員(工藤義夫君) 集団的自衛権と憲法と
の関係についてのお尋ねでございますが、國際法
上、國家が集団的自衛権、この場合定義して申
し上げた方が適当だと思うんですが、自國と密接
な関係にある外國、そこに対する武力攻撃を、自
國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻
止することが正当化されるという地位を有してい
るものとされており、我が國が國際法上この集団
的自衛権を有していることは主権国家である以上
当然である。

しかし、政府は次の理由により、従来から一貫
して我が國が集団的自衛権を行使することは憲法
上許されないとの立場に立つております。すなわ
ち、憲法は自國の平和と安全を維持し、その存立
を全うするためには必要な自衛の措置をとることを
禁じていないと解されるが、それはあくまで外國
の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追
求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事
態に対処し、國民のこれらの権利を守るためにや
むを得ない措置として初めて容認されるもので
あつて、その措置はこの事態を排除するためとら
れるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきもの
であり、したがつて他國に加えられた武力攻撃を
阻止することをその内容とする集団的自衛権の行
使は憲法上許されないと言わざるを得ないという
ことで、これは従来からしばしばお答えしている
とおりでございます。

○政府委員(工藤義夫君) ございまして、その措置は当然いわゆる自衛権第
三原則等々にも言われておりますように、こ
ういうやを得ない措置といふのもそういう事態
を排除するためにとられるべき必要最小限度の範
囲にとどまるべきであると、かよつて考へてお
われでございます。

○政府委員(工藤義夫君) ございまして、先ほどの定義に戻りますが、
他國に加えられた武力攻撃を阻止すること、これ
をその内容といたします集団的自衛権の行使、こ
れは憲法上許されないと、こういふふうに申し上
げておられるのが従来の解釈でござります。